

平成16年12月分ゴミ分別収集日程表

| 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|-----|-------|---------------------|-------|-----------------------|-------|--------------------------|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | | | もえるごみ | 茶色びん | もえるごみ | |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| | もえるごみ | 雑誌(のり製本) ダンボール | もえるごみ | もえないごみ | もえるごみ | 紙パック アルミ缶① スチール缶① |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | もえるごみ | ペットボトル① | もえるごみ | 無色びん その他びん | もえるごみ | |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| | もえるごみ | 新聞紙・チラシ 雑誌(ピン製本) | もえるごみ | 粗大ごみ | もえるごみ | 白色トレイ アルミ缶② スチール缶② |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
| | もえるごみ | ペットボトル② | もえるごみ | 年末につき収集いたしません(1月3日まで) | | |

※最近、びん・ペットボトルの中に異物(特に煙草の吸い殻)の混入が、非常に多く見られます。又ガソリンの入ったびんも数本見つかかり、万が一火でもつけば人身事故につながります。このようなことがないように、ご協力お願い致します。
質問・お問い合わせは 風間浦村役場建設環境課まで ☎35-2111 (内線27・28)

自動車リサイクル法の施行について

※ 来年1月1日より自動車リサイクル法がスタートします。

自動車所有者には、

①リサイクル料金の支払い

②廃車する際は自治体に登録された引取業者に引渡すことが、義務づけられます。

リサイクル料金は、来年1月1日以降の新車の場合は購入する時、現在お持ちのクルマは最初の車検時まで、車検を受けずに廃車する場合は廃車時に、リサイクル料金を管理する法人として国の指定を受けた(財)自動車リサイクル促進センターにお支払いいただくことが必要になります。

リサイクル料金は、メーカーが実施するシュレッダーダスト(廃車の破砕後に残るゴミ)、エアバック類、フロン類のリサイクルや適正処理に使われ、また一部はリサイクル料金の管理や廃車処理の情報管理にも使われます。

地球環境を守るため、自動車所有者が果たす重要な役割であることに御理解をお願いいたします。

※「電話でのお問い合わせは」自動車リサイクルシステムコンタクトセンター

(コールセンター) 03-5673-7396 受付時間/平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

●対象外となる自動車(自動車リサイクル法に基づく)

- ・被牽引車 ・二輪車(原動機付自転車、側車付のものを含む)
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車(道路運送車両法第3条に規定)
- ・その他政省令で定めるもの

(農業機械又は林業機械に該当する自動車、キャタピラやそりを有するもの(スノーモービル等)、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車)

○自動車リサイクル費用単価表

| 自動車の種類 | 1台あたりの単価 | | |
|------------------|-----------|----------|---|
| | (リサイクル料金) | (情報管理料金) | (資金管理料金) |
| 軽・小型乗用車(コンパクトカー) | 1万6千円 | 130円 | ・新車購入時 380円 ・継続検査時 及び廃車時 480円 |
| 普通乗用車 | 1万8千円 | | |
| 中・大型トラック | 1万6千円 | | |
| 大型バス | 6万5千円 | | |

※上記金額は、本年7月12日に開催された産業構造審議会・中央環境審議会の自動車リサイクル合同会議において公表されたリサイクル料金の水準(上限)及び資金管理料金及び情報管理料金。

※リサイクル料金:シュレッダーダスト・エアバック・フロン類の処理に必要な費用。(自動車メーカー・輸入業者が設定)

情報管理料金:リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するための費用。(財)自動車リサイクル促進センターが設定

資金管理料金:リサイクル料金の収納及び管理・運用を行うための費用。(財)自動車リサイクル促進センターが設定(情報管理料金、資金管理料金については、経済産業大臣及び環境大臣による認可済みの額)